平成２６年（フ）第９号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸2834番地
債務者　小山　榮信
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
群馬県前橋市天川大島町３丁目23番地６　シモンエトールＡ―101号
債務者　鶴見　力也
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
群馬県高崎市木部町210番地
債務者　日下　孝美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４４号
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート９―302
債務者　矢野めぐみ
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５号
愛知県一宮市野口１丁目12番22―704号　藤和シティホームズ一宮野口
債務者　永井　千景（旧姓和田・馬場）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１号
三重県多気郡大台町茂原172番地２
債務者　小掠裕美子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１４４９号
京都市上京区出水通千本東入西神明町322番地
債務者　甲斐　康夫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
京都市山科区勧修寺閑林寺66番地の６
債務者　齊藤タタミ店こと　齊藤　貞夫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
京都府宇治市広野町新成田１番地の２　ヴィラ新成田101号
債務者　山﨑　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
京都市上京区東堀川通上長者町下る二町目32番地ライオンズマンション京都東堀川207号
債務者　駒田　　章
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
京都市左京区吉田下阿達町14番地１、前住所京都市左京区黒谷町30番地
債務者　栢下　博子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
京都府長岡京市勝竜寺２番１号　光和荘１―１
債務者　安田　一子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
京都市右京区常盤山下町８番地８　アメニティ双ヶ丘101、前住所京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下25番地24
債務者　谷口　義司
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
京都市右京区常盤山下町８番地８　アメニティ双ヶ丘101、前住所京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下25番地24
債務者　谷口　正子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
京都市右京区梅ヶ畑高鼻町33番地75　鈴木方、住民票上の住所京都市右京区常盤窪町２番地８　常盤府営１棟303号
債務者　坂下　正子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
京都市左京区修学院北沼沢町20番地の11
債務者　杉谷　美紀（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
京都府八幡市八幡科手21番地の１　ヨーロピアン15番館209
債務者　小林宗二郎
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係